

ふくし サービス利用援助事業 りようえんじょじぎょう 福祉サービス利用援助事業 ちいきふくしけんりようごじぎょう (地域福祉権利擁護事業) のしおり



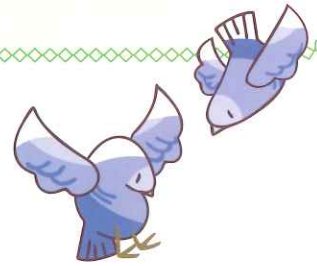
豊島区にお住まいの高齢者や障害のある方などが
安心して地域で自立した生活を継続していくために
ご本人との契約に基づきお手伝いをしています。

しゃかいふくしほうじん としまくみんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
ふくし けんりようごしえんしつ
福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

福祉サービス利用援助事業

ちいきふくしけんりようごじぎょう
(地域福祉権利擁護事業)

福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理等でお困りの高齢者や障害のある方などを対象に、利用者ご本人との契約に基づき、下記のサービスを提供しています。



基本のサービス

① 福祉サービス利用援助

職員が定期的に訪問し、以下のような支援を、見守りを兼ねて行います。

こんなとき

- “福祉サービスの利用のしかたがわからない”
- “区役所から書類が来たけど、どうすればいいの?”
- “訪問販売の人が来て、高価な物を買う契約をしてしまった... どうしよう”

サービス内容

- ・福祉サービスの利用にともなう手続きや、利用料などの支払い
- ・さまざまな福祉サービスに関する情報提供や助言
- ・区役所等から送付される書類の確認や手続き
- ・日常生活上の消費契約が適切に行われるための支援 など

※福祉サービス利用援助とは…

介護保険法・障害者総合支援法による日常生活に必要な福祉サービスを利用するためには、利用者と福祉サービスを提供する各事業者との間の「契約」を結ぶことが必要です。契約を結ぶためには、利用者自身で必要な情報を入手し、その情報を理解・判断し、自分で決めることとなりますが、この流れがお一人では難しい方に対する支援として、「福祉サービス利用援助事業」が社会福祉法に位置づけられています。「福祉サービス利用援助」は、福祉サービスを適切に利用するための一連の援助を、体系的に行う支援のことです。



オプションのサービス 福祉サービス利用援助とあわせて支援します

② 日常的金銭管理サービス

こんなとき

- “暗証番号を忘れてしまった...”
- “どの印鑑がどの通帳のものかわからない”
- “お金や通帳などが見あたらない”



サービス内容

- ・日常生活に必要な預金の払戻し、公共料金、医療費、家賃、保険料等の支払い
- ・年金や福祉手当などの受領に必要な手続きや確認

※この支援で使用する通帳と印鑑は、お預かりすることもできます。

使用する通帳の残高が一定の金額を超える場合は、新たに支援用の口座開設をお願いすることがあります。

キャッシュカードによる支援は行えませんので、その都度払戻し請求書・委任状の記入をお願いすることがあります。

③ 書類等の預かりサービス

こんなとき



- “通帳や印鑑など、大事な書類などをどこにしまったか忘れてしまう”
- “一人暮らしで、大事な書類を家に置いておくのがちょっと心配...”

サービス内容

- 下記のものを「サポートとしま」で契約している金融機関の貸金庫でお預かりします。
- 年金証書、預貯金通帳、実印や銀行印、不動産の権利証、契約書類、保険証書など

※現金、期日管理が必要な書類（更新や解約が必要な定期預金通帳等）、有価証券、自宅や貸金庫の鍵、それ自体に価値があるもの（宝石、骨董品、美術品等）などはお預かりできません。



〈「書類等の預かりサービス」のご利用にあたって〉

銀行の貸金庫に預けるため、日常的に使用しない書類のみを預けてください。書類が必要となった場合は、当日ですと対応できかねますので、できるだけ早めにご連絡ください。

サービスの内容	利用料
①福祉サービス利用援助（基本サービス）	1回 1,000円 または、月額 4,000円
②日常的金銭管理サービス（オプション）	
③書類等の預かりサービス（オプション）	月額 1,000円

※②、③だけのご利用はできません

※一定の要件を満たす方には、利用料の減額や免除の仕組みがあります。

■ この事業に該当しない場合



- ・ご自身で契約等の判断をすることが困難な方
 - ・施設に入所、病院に長期入院している方
 - ・日常生活の範囲を超える高額な財産管理が必要な方
- など...

⇒ **ほかの制度やサービスなど、利用できるものを一緒に考えていきます**



■ご利用までの流れ



① 相談受付

② 訪問調査

専門員がご本人の自宅を訪問し、生活状況や利用意思、契約能力についての確認をします。



※専門員：相談を受けて、訪問調査や支援計画の作成、契約手続き、関係機関との調整を行う職員のこと

③ 契約締結能力の判定

契約締結判定ガイドラインの実施（2回）

※1回目のガイドラインの約1週間後に2回目を実施。

④ 支援計画の作成

ご本人と相談しながら定期支援の回数や内容等を決めます。

⑤ 契約締結

⑥ 支援の開始（利用料の発生）

担当の生活支援員が、定期的にご本人宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。

※生活支援員：専門員と連携して、直接ご本人に助言や援助を行う職員のこと

⑦ 援助の評価と見直し

※生活保護を受けている方は、担当のケースワーカーを通じてご相談ください。

☆☆☆☆ 利用希望者のご家族、関係機関の方々へ ☆☆☆☆

ご家族や関係機関の方からご相談をいただいた時に、「急いで契約し、すぐに支援してほしい」というご希望が多くあります。

本事業は、あくまでも利用者ご本人との契約によってさまざまな支援を行う事業になります。そのため、利用されるにあたり以下の2点が大切な条件となります。

1点目は、ご本人の利用意思が確認できることです。関係者がご本人のために本事業の利用が必要だとお考えになっても、ご本人が必要を感じておらず、利用を希望されない場合は契約できません。

2点目は、ご本人に本事業の契約締結能力があることです。ご家族や関係者の方とは契約できません。ご本人と契約できるかどうかの判断は、国から示されている「契約締結判定ガイドライン」に基づき、当社会福祉協議会の専門員が行います。判断が難しい場合には、第三者機関である契約締結審査会にはかかります。本事業での契約ができないと判断された場合には、成年後見制度などを含め、他の支援方法を一緒に考えていきます。

本事業を理解し、ご契約いただくためには、当社協の専門員が数回にわたりご本人に直接お会いし、生活状況の確認や本事業でできるお手伝いの内容の整理、ご本人の利用意思や契約締結能力の確認等を行います。そのため、ご相談から契約まで早くて1ヶ月、状況によっては3ヶ月程度かかることがあります。

また、これまで関わりのなかった専門員が訪問したり、通帳などを預かったりすることに対し、ご本人が抵抗を感じられる場合も多くあります。面接などの際にご家族や関係機関の方に同席いただくなど、ご本人との信頼関係が円滑につくれるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

福祉サービス権利擁護支援室 「サポートとしま」

- 開室日 月曜日～金曜日
(土日祝・年末年始を除く)
- 開室時間 8時30分～17時15分
- 住所 豊島区東池袋1-39-2
豊島区役所東池袋分庁舎4階
(豊島区民社会福祉協議会内)
- 電話 **03-3981-2940**
- FAX 03-3981-2946
- E-mail siensitu@a.toshima.ne.jp

